第三種郵便物認可　昭和二十五年三月三十一日

平成２６年（フ）第１２０号
広島県福山市御幸町大字森脇157番地の10、住民票上の住所広島県福山市本郷町2819番地２
債務者　安藤モータースこと　安藤　真規
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　智栄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１６６号
静岡県焼津市本中根678番地
債務者　松下　　巽
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８０８号
愛知県清須市廻間２丁目１番地10
債務者　田島　吉朗
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾関　信也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５号
京都府綾部市栗町佃51番地の５
債務者　由良　秀昭
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　綿島　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２６年（フ）第１１３号
奈良県香芝市下田東１丁目317番地２
債務者　岩根　正師
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　伸之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月29日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１１４号
奈良県香芝市下田東１丁目317番地２
債務者　岩根　正充
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　伸之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月29日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２３４３号
横浜市戸塚区上矢部町3043番地４　戸塚グリーンヒルＡ―402号内藤康子方
債務者　川崎　剛一
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山野健一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８８２号
愛知県北名古屋市九之坪竹田193番地　ハイツ萌黄202号
債務者　西尾　基宏
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　出口　敦也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９５３号
愛知県北名古屋市六ツ師松葉28番地１　パークサイドジョイ303
債務者　大形　友美
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角田るり子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月９日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４２号
宮崎県延岡市北方町南久保山子4143番地１、前住所大阪府羽曳野市野々上３丁目６番10号
債務者　高野　利憲
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五嶋　俊信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月26日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第１４７号
岐阜県関市板取2854番地１
債務者　田中　直志
1　決定年月日時　平成26年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　圭一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月26日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
岐阜地方裁判所

破産手続廃止

平成２５年（フ）第５２号
青森県五所川原市大字唐笠柳字藤巻652番地２
破産者　さんわ電設興業株式会社
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第４号
岩手県宮古市実田１丁目３番34号
破産者　なかや合同会社
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２３年（フ）第２７８号
宮城県角田市島田字林28番地の１
破産者　有限会社金津小型運送
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４３号
秋田県山本郡三種町鹿渡字西小瀬川168番地１
破産者　株式会社近藤組
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第２２７８号
名古屋市中川区中郷５丁目52番地
破産者　有限会社一番
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５５９２号
大阪府八尾市中田３丁目55番地の１
破産者　金澤産業株式会社
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７１号
大阪市淀川区木川東４丁目12番25号
破産者　建築機能研究所株式会社
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７８号
大阪市西区西本町１丁目15番６号
破産者　株式会社ソフトリンクス
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部